

エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金(7万円) 「家計急変世帯」の該当基準について

「家計急変世帯」とは、令和5年度住民税（市県民税）非課税世帯以外で、**予期せず家計が急変し、「住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯」**のことをいいます。

➤ 該当基準

次の①から③すべてに該当する世帯が対象となります。

- ① **予期せず家計が急変し**、収入が減少したこと。
- ② 令和5年度の住民税(市県民税)は課されているが、令和5年1月以降の収入が減少し、**世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準相当額以下**となる世帯。
- ③ 世帯が、令和5年度住民税が課税されている者から**扶養を受けている者のみ**で構成されている世帯ではないこと。

「予期せず家計が急変した」理由は、以下を参考にしてください。

対象になる例

- ・収入の減少はないが、**出生した子を新たに扶養親族**としたこと等により、住民税非課税相当となる場合
 - ・病気や都合により、**退職または休職**したことによる収入の減少
- 裏面に詳しい計算方法や事例がありますので、ご確認ください。

対象にならない例

- ・**定年退職による収入の減少や年金が支給されない月**を収入減少のあった月とする場合
- ・事業活動に季節性がある等の理由により、通常収入が得られない月等のように、**あらかじめ収入がないと分かっている月**を収入減少のあった月とする場合

「家計急変世帯」支給確認フローチャート

予期せず家計が急変し、減収しましたか。

はい

世帯の全員が、住民税が課税されている者から扶養されていますか。

全員扶養されていない
又は扶養されていない者が一人以上いる

世帯全員それぞれの1か月の**収入**が住民税非課税水準相当額以下ですか。

※令和5年1月以降の任意の1か月の収入で計算してください。
※裏面を参考にしてください。

いいえ

いいえ

世帯員全員が
扶養されている

支給対象外です。

世帯全員それぞれの1か月の**所得**が住民税非課税水準相当額以下ですか。

※令和5年1月以降の任意の1か月の収入からその月の経費などを減額して**所得**を算出し計算してください。
※裏面を参考にしてください。

はい

はい

いいえ

支援金の**支給対象**となる可能性があります。
令和6年4月30日(火)までに**申請**してください。

支給対象外です。

【注意事項】

- ・本支援金の受給は1世帯につき1回限りです。

本支援金についてお気軽にご相談ください。

石巻市価格高騰重点支援金コールセンター **0120-200-565**

(受付時間:午前8時30分~午後5時 土日・祝日を除きます)

※収入の減少があらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われることがあります。
また、虚偽による申告が明らかとなった場合、返還を求めることがあります。

家計急変世帯に該当するか確認できます（世帯全員それぞれ確認）

- 令和5年1月以降の収入が減少した任意の1か月を選定し、その月の収入に12を乗じて1年間の収入見込額を算出してください。
- 計算に含める収入の種類は給与、事業、不動産、年金(遺族年金など非課税の公的年金は除く)です。
- 主に事業所得等の方で、所得で計算する方は、令和5年1月以降の任意の1か月の収入から経費などを減額してその月の所得を算出し、その金額に12を乗じて所得見込額を算出してください。
- 令和5年度の住民税(市県民税)が課されている方が複数人いる場合、それぞれで計算し、該当するかを確認してください。

令和 年 月の収入

給与	事業	不動産	年金	合計…①
円	円	円	円	円

合計…① × 12 = 収入見込額 円…②

収入見込額…② ≤ 非課税水準相当額

非課税水準相当額については、収入で計算する場合は、下記のA給与収入の目安を、事業所得など経費減額後の所得で計算する場合は、下記のB所得額をご覧ください。

扶養親族人数	非課税水準相当額	
	A 給与収入の目安	B 所得額
本人のみ、又は扶養親族がいない方	100.0万円	45.0万円
本人+扶養親族1人	156.0万円	101.0万円
本人+扶養親族2人	205.9万円	136.0万円
本人+扶養親族3人	255.9万円	171.0万円
本人+扶養親族4人	305.9万円	206.0万円

※申請者が申請日時点で障害者、未成年者、寡婦(夫)、ひとり親の場合は、204.3万円(所得の場合は135万円)と上記の扶養親族人数に応じた金額の高い方の金額により算出してください。

確認方法の例

※3人世帯：夫(課税・扶養親族1人)、妻(非課税・夫の被扶養者)
子(課税・扶養親族なし)

支給対象になる場合

令和5年11月の収入

夫	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	100,000円	円	円	円	100,000円

① × 12 = 120万円…②

② ≤ 156万円(非課税水準相当額：本人+扶養親族1人)

⇒ 非課税水準相当額以下

子

給与	事業	不動産	年金	合計…①
70,000円	円	円	円	70,000円

① × 12 = 84万円…②

② ≤ 100万円(非課税水準相当額：本人のみ又は扶養親族がいない方)

⇒ 非課税水準相当額以下

支給対象外になる場合

令和5年12月の収入

夫	給与	事業	不動産	年金	合計…①
	100,000円	円	円	円	100,000円

① × 12 = 120万円…②

② ≤ 156万円(非課税水準相当額：本人+扶養親族1人)

⇒ 非課税水準相当額以下

子

給与	事業	不動産	年金	合計…①
90,000円	円	円	円	90,000円

① × 12 = 108万円…②

② ≥ 100万円(非課税水準相当額：本人のみ又は扶養親族がいない方)

⇒ 非課税水準相当額を超える

申請方法について ※申請方法など迷った場合はお気軽にご相談ください。[0120-200-565]

家計急変世帯の方は**申請が必要**です。

➤ 申請書の配布場所

市役所本庁舎2階保健福祉総務課窓口、各総合支所市民福祉課及び各支所の窓口で配布します。
石巻市のホームページからもダウンロードできます。

➤ 申請方法

原則、**郵送での申請**となりますので、申請書に必要事項を記入のうえ添付書類と一緒に、郵送でご提出ください。

➤ 申請期限 令和6年4月30日(火)